

## 東海村発足70周年記念プロジェクションマッピング映像制作等業務委託 仕様書

### 1. 目的

- ・東海村発足70周年記念式典前夜祭(仮称)において、村ゆかりのアーティストによるクラシックコンサートを実施する。コンサートの演出としてプロジェクションマッピングを実施し、コンサートを演出すると共に、コンサートの集客を目的とする。
- ・東海村70周年記念式典において、式典のオープニングを飾る演出として、プロジェクションマッピングを実施し、参加者の心に残る式典作りの一端を担うこととする。

### 2. 履行期間

契約日の翌日から令和7年7月31日までとする。

### 3. 上映日

記念式典前夜祭(仮称) 令和7年7月5日(土)

記念式典 7月6日(日) 時間については両日共に午後を予定

### 4. 上映場所

東海文化センター(茨城県那珂郡東海村船場768-15)

ホールのステージ背面から天井部に投影

### 5. 業務の内容

#### (1) 上映作品の制作

- ・当事業における「プロジェクションマッピング」は、記念前夜祭(仮称)の記念コンサート内で実施する、演者の演奏(5分程度)に合わせて上映する作品2点と、既存の音源(5分程度)に合わせて上映する作品1点の、合計3点とする。
- ・既存の音楽に合わせて上映する作品については、令和7年7月5日(土)の記念コンサート中以外でも上映することとする。上映のタイミングについては以下の通り。
  - ①令和7年7月5日の記念コンサート以外の時間で、30分に1回程度、合計10回程度の上映を実施する。なお、ループ再生は可能とする。
  - ②令和7年7月6日の記念式典中に上映する。
- ・当事業で制作する作品は、東海村発足70周年を記念するクラシックコンサート及び、記念式典内で使用するものであり、多くの村民が来場する機会となる集客性・話題性の高い内容とする。
- ・上映作品には、村からの素材提供したものを使用できることとし、その際はスライドショー形式での上映も可とする。

- ・作成した映像は、委託者に事前に内容を確認し、求めに応じて適宜修正すること。

## (2) 本業務の運営

- ・委託者の指示により、随時、投影及び音源の放送を開始または中止することや、音量操作の出来る選任のスタッフを常駐させること。

## (3) 本事業の会場準備・撤収

- ・受託者は、本事業に必要なプロジェクターやコントロール PC，ケーブル類等を手配すること。なお、新たに構造物が必要な場合は、その経費も本事業に含むものとする。
- ・受託者は、本業務の実施に必要な機器の設置及び撤収を行うこと。
- ・受託者は、制作した作品を会場でテスト投影し、映像の投影状況や音の反響等について確認し、必要に応じて調整を行うこと。

## 6. 個人情報の取り扱い

- ・個人情報（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性に鑑み、プロジェクションマッピングの実施に関して自ら取得する個人情報および相手方から取り扱いを委託された個人情報（以下これらを総称して「本件個人情報」という。）の取り扱いにあたって、個人情報保護法の各規定を遵守する。

## 7. その他

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、逐次、本村と連絡調整を行うこととする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の内容に関し疑義が生じた場合は、その都度、本村と協議し、定めるものとする。
- (4) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 本業務で得られた成果品の所有権、著作権及び利用権は、本村に帰属するものとする。また、受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。

## 8. 担当課

東海村役場総合戦略部政策推進課村発足70周年記念事業担当

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL029-282-1711（内線1306）Mail：[kinen@vill.tokai.ibaraki.jp](mailto:kinen@vill.tokai.ibaraki.jp)